

柏市特定外建築物環境配慮計画策定等指導要綱

制定 平成 22 年 10 月 13 日

施行 平成 23 年 1 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、特定外建築主に対し、特定外建築物環境配慮計画の策定及び実施その他必要な事項について指導を行うことにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定外建築物 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物のうち、柏市地球温暖化対策条例（平成 19 年柏市条例第 16 号。以下「条例」という。）第 9 条の 3 第 1 項に規定する特定建築物以外のものをいう。
- (2) 特定外建築主 特定外建築物の新築、増築又は改築を行おうとする建築主（建築基準法第 2 条第 16 号に規定する建築主をいう。）をいう。
- (3) 特定外建築物環境配慮計画 特定外建築物の新築、増築又は改築の際に講じるべき地球温暖化対策の推進を図るための措置の内容、当該措置の内容について条例第 9 条の 2 第 1 項に規定する建築物環境配慮指針に基づき市長が定める基準により評価した結果（以下「評価結果」という。）等を定めた計画をいう。
- (4) 地球温暖化対策 条例第 2 条第 2 号に規定する地球温暖化対策をいう。

（特定外建築物環境配慮計画の策定及び実施等に関する行政指導）

第 3 条 市長は、特定外建築主に対し、次の各号に掲げる行為を、それぞれ当該各号に定める規定に準じて行うよう指導するものとする。

- (1) 特定外建築物環境配慮計画の策定及び実施 条例第 9 条の 3

第 1 項 及び 第 2 項

(2) 特定外建築物環境配慮計画の策定又は変更の報告 条例第 9 条の 3 第 4 項

(3) 特定外建築物の新築，増築又は改築の工事完了の届出 条例第 9 条の 3 第 6 項

(4) 特定外建築物に係る評価結果の広告への表示 条例第 9 条の 3 第 7 項 及び 第 8 項

(5) 特定外建築物に係る評価結果の広告への表示の報告 条例第 9 条の 3 第 10 項

(助言)

第 4 条 市長は，特定外建築主が特定外建築物環境配慮計画を策定し，又は変更しようとするときは，当該特定外建築主に対し，必要な助言をすることがある。

(公表)

第 5 条 市長は，特定外建築物環境配慮計画の策定又は変更の報告があったときは，条例第 9 条の 3 第 5 項の規定に準じて当該特定外建築物環境配慮計画の概要を公表するものとする。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要綱は，平成 23 年 1 月 1 日から施行する。